

平成28年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府28-58(政策20-施策②))

政策名	子ども・子育て支援の推進					
施策名	子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進					
施策の概要	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給する。					
達成すべき目標	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	1,417,776 0 0 1,417,776	1,417,664 0 0 1,417,664	1,415,741 0 0 1,415,741	1,400,678
	執行額(百万円)	1,407,695	1,390,204	1,369,886		
	――	――	――	――	――	――
	――	――	――	――	――	――
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	――					

測定指標	児童の出生に伴って新規に認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から手当を支給された者の割合(サンプル調査)	基準値	実績値						目標値	達成
		毎年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	達成	
		95%	94%	92%	95%	96%	97%	95%		
年度ごとの目標値	――	95%以上	――	――						

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成24年度及び平成25年度においては、目標値である95%を達成することができなかったが、平成26年度以降の実績は目標を達成しているため、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	【平成28年度に実施した具体的な施策】 目標の達成のため、受給者向けリーフレットなどの広報資料を作成し、自治体へ配布及びホームページへの掲載等を行っている。また、自治体においては、出生届提出の際に児童手当の申請の案内を行う等により、未申請者の減少を図っている。ただし、里帰り出産などにより出生届を提出する市区町村と児童手当を支給する市区町村が異なる場合には、認定請求遅れが起こりやすくなるという課題もあるため、当室では広報資料の内容の充実や周知回数を増加することにより、また各自治体においては庁舎内だけではなく病院や助産院に置いてもらったり、母子手帳の配布時や妊婦健診の際にもお渡しするなど配布場所等について配慮してもらうことにより、支給率の上昇に繋げたい。 【測定指標の分析】 ○測定指標については当室からの広報資料や、各自治体での受給資格者への周知により、平成26年度以降は目標を達成していると考えられる。

	<p>【施策】 児童手当制度の目的は家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長であるとしており、引き続き施策を推進していく。</p> <p>【測定指標】 ○測定指標については、児童手当は請求した月の翌月分から支給するものであり、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求をしていただけるよう勧奨することが肝要であり、出生による新規請求者が確実に出生月の翌月分から支給されているかを把握することが政策効果を検証するうえで妥当であるため、現行の測定指標に基づき、引き続き目標達成を目指していく。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「児童手当の認定請求に関する事務処理状況調査」 全国20市を対象に、平成28年9月中に出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から児童手当を支給された者の割合について児童手当管理室において行った調査。
---------------------------	---

担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	児童手当管理室 長 樋口 俊宏	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------	--------	-----------------------	----------	---------